

堺市監査委員公表第14号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年3月26日

堺市監査委員	信	貴	良	太
同	小	堀	清	次
同	藤	坂	正	則
同	澤		由	美

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査及び行政監査	
監査実施期間	令和5年8月1日～令和5年12月21日	
措置を講じた部局等	農業委員会事務局	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>1 物品購入について</p> <p>物品購入に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 物品の検収</p> <p>堺市物品検査要綱では、購入物品の検査は当該物品調達に係る伺書の起案者以外の者が行うこととされている。しかし、印刷発注において、支出負担行為伺書の起案者が納入物品の検収を行っていたものがあった。</p> <p>4 農地法に規定する農地の転用に関する許可・届出について</p> <p>農地法に規定する農地の転用に関する許可・届出に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 公文書の管理</p> <p>農地法第5条に関する農地転用について、農地転用の許可を受けようとする者（転用する農地の譲渡人及び譲受人等）は、許可申請書に、転用により実施</p>	<p>検収者については、庶務担当者にかかわらず、課内職員においても対応するように課内職員に周知し、起案者とは別になるように徹底しました。</p> <p>御指摘を受け、申請者に返却した書類を再提出していただきました。また、再発防止策として、受付時に必要書類の添付を確認するだけでなく、</p>	<p>農業委員会事務局</p> <p>農業委員会事務局</p>

<p>する事業の計画や資金調達についての計画等を記載し、事業を実施するために必要な資力があることを証明する書類等を添付の上、農業委員会事務局に申請することとされている。</p> <p>しかし、申請書類のうち、資力を証明する書類が文書ファイルに綴じられていないものがあった。申請内容を確認したチェックリストが残されていることなどから、審査に必要な書類がそろっていたものと推察されるが、適切に文書管理が行われていなかった。</p>	<p>委員への書類配達時、許可書交付の決裁時及び申請人への一部返却時の各場面において複数人で書類の存在を確認するよう徹底しました。</p> <p>併せて、書類の存在が一目で確認できるように、保存場所を必要書類一覧の記載順とし、固定化しました。</p>	
---	---	--